

答 申

【諮問件名】

公文書の一部公開決定及び非公開決定に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成28年9月27日付けで米子市長（以下「実施機関」という。）が行った公文書一部公開決定処分及び非公開決定処分（職起第1340号－3。以下「本件処分」という。）に対し、審査請求人（以下「請求人」という。）が同年12月26日付けで行い、実施機関が同日付けで受け付けた、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり判断する。

本件処分において、実施機関が非公開とした部分のうち、以下の部分については公開すべきであるが、その他の部分については実施機関が非公開とした処分は妥当である。

- (1) 「平成28年3月事情聴取結果（平成28年3月24日決裁）」のうち、次の部分
「事情聴取結果報告書」中、金品を受け取った時期及び回数に該当する記載部分
- (2) 「職員等に対する事情聴取の結果について（平成28年9月1日決裁）」のうち次の部分
「事情聴取結果報告」の「別表」の表中、「現所属」欄の上から15段目、16段目及び17段目の記載部分

2 本件事案の経過

審査会において認定した本件事案の事実経過は、次のとおりである。

(1) 本件公文書公開請求

請求人は、平成28年9月12日、実施機関に対し、次の公文書の写しの交付を求める公文書公開請求を行った。

〔公開請求をする公文書〕

ア 平成28年の平井工業に関する贈収賄事件（以下「本件贈収賄事件」という。）に関連して、職員に対する金品の送りつけについての聞き取りの結果に関する文書一切

イ 本件贈収賄事件に関連して、職員に対する金品の送りつけの聞き取り調査にあたり、送りつけに関して9月9日本会議で総務部長が言及した「信憑性のある情報」に関する文書（以下「当該根拠資料」という。）

(2) 本件処分

実施機関は、本件公文書公開請求に対し、平成28年9月27日、次のとおり公文書一部公開決定及び非公開決定処分を行い、請求人に通知した。

〔公開する公文書〕

ア 平成28年3月事情聴取結果（平成28年3月24日決裁）（以下「3月聴取結果」という。）

イ 職員等に対する事情聴取の結果について（平成28年9月1日決裁）（以下「8月聴取結果」という。）

〔公開しないと決定した部分〕

ア 3月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告書」の「6(4)聴取結果」中、所属名、職名及び氏名並びに金品を受け取った時期及び回数

イ 8月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告」の「1対象者」のうち、職員に対する事情聴取の対象者を特定する根拠となった資料の名称（以下「当該根拠資料の名称」という。）

ウ 8月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告」の「別表」の表中、所属名、職名及び氏名

エ 当該根拠資料（全9ページ）

〔一部又は全部を公開しない理由〕

ア 所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数について、米子市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるため。

イ 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称について、条例第7条第1号に該当し、個人に関する情報であって、これらに記載された内容を公にすることにより、当該根拠資料の入手方法及び入手先が明らかになり、それに係る特定の個人が識別されることとなるため。

また、条例7条第7号カに該当し、これらに記載された内容を公にすることにより、当該根拠資料の入手に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため。

〔一部又は全部を公開しない理由が消滅する時期〕

なし。

(3) 本件審査請求

請求人は、本件処分を不服とし、平成28年12月26日、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

(4) 本件審査請求に対する弁明

実施機関は、平成29年1月23日付けで、弁明書を作成し、同月27日付けでこれを審査請求人に送付した。

(5) 弁明に対する反論

審査請求人は、平成29年2月13日付けで、実施機関に反論書の提出をした。

3 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、次のとおりである。

本件処分を取り消し、本件処分の対象となった公文書を公開するとの決定を求める。

4 請求人の主張の趣旨

請求人の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数については、以下の理由により公開すべきである。

ア これらは、公務員の情報であり、職務に関連しての行為の結果であり、条例第7条第1号に該当する非公開とする個人情報ではない。

今回の金品の送りつけの場合、少なくとも送った事業者側は、何らかの職務権限を持っている公務員であるということを前提に送っている。また、米子市職員倫理規程（平成28年4月11日付け改正前の米子市職員倫理規程。以下「倫理規程」という。）第6条第4号により、職員は、関係事業者から金銭、物品又は不動産の贈与を受けてはならない旨が定められているのであるから、関係事業者から金品等の送りつけがあった場合は、現物の返却、受け取りの拒否又は同等品の返送等、「公務員の職務」として対応しなければならない。

イ 今回の金品の送りつけの有無及び送りつけを受けた後の対応に関して、実施機関は倫理規程に照らしても何ら問題はないと市議会という公の場で発言しており、これらを公開したとしても、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるとは認められない。

ウ これらは、本件贈収賄事件に関して、米子市政に対する不信感を払しょくするために有用な情報であり、公開することに公益性がある。

エ 金品を受け取った時期及び回数について、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があるとして実施機関は主張しているが、その根拠が明らかではない。どのような情報と照合すると個人が識別されるのか具体的に示すべきである。

(2) 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称については、以下の理由により公開すべきである。

ア 当該根拠資料は、今回の贈収賄事件により懲戒処分となった元職員の代理人弁護士が米子市公平委員会へ提出した反論書の添付書類（以下「公平委員会への

提出書類」という。)である可能性が非常に高い。それならば、入手先である当該代理人弁護士に、これらを公にすることに関して同意を求めた上で公開すればよい。

イ 当該根拠資料が公平委員会への提出書類であるならば、これらを公開して、入手方法及び入手先が明らかになったとしても、実施機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼすとは認められない。

ウ 当該根拠資料は、本件贈収賄事件に関して、米子市政に対する不信感を払しょくするために有用な情報であり、公開することに公益性がある。

エ 当該根拠資料は、事業者からの金品の送りつけを受けた先が明確になる資料であると考えられる。その送り先には米子市の職員の他、議員も含まれているといわれている。これらを公開したとしても、当該米子市の職員及び議員が金品の送りつけに対してどのように対処したのか等を弁明する機会を与えられれば、当該米子市職員及び議員の権利利益を害されることはない。

5 実施機関の主張の趣旨

実施機関の主張の趣旨は、次のとおりである。

(1) 所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数については、以下の理由により非公開としたものである。

ア 条例第7条第1号ただし書ウのとおり、公務員の個人に関する情報で公開対象となるものは、職務の遂行に係る情報に含まれる職、氏名、及び職務遂行の内容に係る情報(当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。)である。この職務の遂行に係る情報とは、公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報をいう。今回の金品の送りつけに係る記録に含まれる所属名、職名、氏名並びに金品を受け取った時期及び回数は、所掌する事務を遂行したことにより記録された情報とはいえないから、これらを公務員の職務の遂行に係る情報であるから公開すべきであるとする請求人の主張には理由がない。

イ よって、所属名、職名及び氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することとなるため、条例第7条第1号本文に該当する。

ウ また、金品を受け取った時期及び回数は、他の情報と照合することにより、特定の個人が識別される可能性があるため、同じく条例第7条第1号本文に該当する。

(2) 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称については、以下の理由により非公開としたものである。

ア 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称は、公にすることにより、当該根拠資料の入手方法及び入手先が明らかになり、それに係る特定の個人が識別されることとなるため、条例第7条第1号に該当する。

- イ 当該根拠資料は、平成２８年８月に金品の送りつけについての職員に対する事情聴取を行うにあたり、その対象者を特定する根拠となった資料である。これを公にすることにより、事情聴取の対象となった職員個人が特定された場合、当該個人が違法なことをしていないにも関わらず、業者や関係者から疑いの目を向けられ、当該個人の信用性が落ち、市の業務を行う上で著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第７条第７号カに該当する。
- ウ 当該根拠資料の名称は、公にすることにより、当該根拠資料の入手に関する事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるため、条例第７条第７号カに該当する。

6 当審査会の判断

(1) 審査の経緯

実施機関から、平成２９年２月１６日、条例第１７条第１項に基づき、本件審査請求について当審査会に諮問があったことを受け、当審査会は別表のとおり審査を行った。

(2) 争点の整理

本件審査請求に係る公文書は、３月聴取結果、８月聴取結果及び当該根拠資料である。３月聴取結果及び８月聴取結果は、本件贈収賄事件を受け、実施機関が平成２８年３月及び同年８月に実施した、職員に対する事情聴取の結果を記し、作成した文書である。当該根拠資料は、実施機関が事務の過程で取得した文書であり、平成２８年８月の事情聴取を行う対象者を特定する根拠となった資料である。

本件審査請求について、当審査会において判断すべき点は、上記の公文書に係る実施機関の一部公開決定処分及び非公開決定処分に違法性又は不当性があるかどうかである。したがって、当審査会では、本件処分の対象となった公文書のインカメラ審査（非公開とされた公文書の提示を求めて審査すること。）を実施した上で検証し、本件処分に対し、請求人が開示を求めている部分（以下「非公開部分」という。）について、次の３点を争点として個別に検討し審査を行った。

- ① ３月聴取結果及び８月聴取結果のうち、所属名、職名及び氏名が、条例第７条第１号に規定する非公開情報に該当するかどうか。
- ② ３月聴取結果及び８月聴取結果のうち、金品を受け取った時期及び回数が、条例第７条第１号に規定する非公開情報に該当するかどうか。
- ③ 当該根拠資料に記載された内容及び当該根拠資料の名称から、当該根拠資料の入手方法及び入手先が明らかになることにより、それに係る特定の個人が識別されることになり、条例第７条第１号の規定に該当するかどうか。また、当該根拠資料及び当該根拠資料の名称を公にすることにより、条例第７条第７号カの規定のとおり、実施機関の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認め

られるかどうか。

(3) 争点に対する判断

ア 所属名、職名及び氏名の条例第7条第1号該当性について

(ア) 条例第7条第1号に該当する非公開情報とは、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と明記されているが、例外的に公開すべき情報として規定されているものの中に、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行に係る部分（当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある情報を除く。）」（同号ただし書ウ）、「個人の権利利益を不当に害するおそれがなく、公にすることが公益上必要であると認められる情報」（同号ただし書エ）がある。

(イ) 所属名、職名及び氏名は、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。請求人は、これらについて、公務員の職務の遂行に係る情報であるから、公開すべきであると主張する。

そこで、これらの情報が条例第7条第1号ただし書ウに該当するか否かを検討した。

米子市情報公開条例逐条解説（以下「逐条解説」という。）では、公務員の職務遂行に係る情報について、「特定の公務員を識別し得る情報として個人に関する情報に該当するものであるが、市の説明責任の観点から、」「当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、個人に関する情報には含めないものとする。」としている。また、逐条解説では、公務員の職務遂行に係る情報とは、「公務員が、その組織上の地位に基づいて所掌する事務を遂行したことにより記録される情報」としている。

請求人は、倫理規程第6条第4号により、職員は関係事業者から金品等の贈与を受けてはならない旨が定められているのであるから、今回の金品の送りつけに対して公務員の職務として対応しなければならないこと、また、今回の金品の送りつけについては事業者側が送りつけをする相手が公務員であるということを前提に送ってきていることを理由に、所属名、職名及び氏名は、公務員の職務に関連しての行為の結果の情報であると主張する。

米子市の職員が倫理規程を遵守することは当然である。しかし、倫理規程によって関係事業者から金品の贈与を受けることが禁じられているからといって、金品の送りつけを受けること及び金品の送りつけに対し現物の返却等の対応をすることが、今回の金品の送りつけを受けた職員（以下「当該職員」という。）の「組織上の地位に基づいて所掌する事務」であるとはいえない。

また、金品の送りつけをした事業者側の意図がいかなるものであろうと、金品の送りつけを受けることが、当該職員の「組織上の地位に基づいて所掌する事務」に含まれているとは考えられない。

したがって、今回の金品の送りつけに係る記録に含まれる所属名、職名及び氏名は条例第7条第1号ただし書ウに該当しないから、請求人の主張は採用できない。

(ウ) また、請求人は、送りつけの有無及び送りつけを受けた後の対応に関して、実施機関が倫理規程に照らしても何ら問題はないと公の場で発言していることから、所属名、職名及び氏名を公開したとしても、個人の権利利益を不当に害するおそれはないと主張している。しかし、当該職員の行動が倫理規程に照らして問題がないからといって、前述のとおり、これらは公務員の職務遂行に係る情報に該当するとはいえないのであるから、これを公開すべきであるとはいえない。

(エ) さらに、請求人は、所属名、職名及び氏名は、本件増収賄事件に関して、米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために有用な情報であるから、公開することに公益性があると主張する。

そこで、これらの情報が、条例第7条第1号ただし書エに該当するか否かを検討した。

仮に、所属名、職名及び氏名を公にした場合、当該職員が事業者から金品の送りつけを受けたこと又は当該職員が事業者から金品の送りつけを受けたという趣旨の情報が当該根拠資料に記載されているということが、氏名等とともに明らかになることとなる。そうなれば、当該職員が、この金品の送りつけに対し現物を返却するなど倫理規程に照らして問題がない対応をし、又は、金品の送りつけ自体を否定したとしても、市民や周囲の職員から、公務員として不適切な行為を行ったのではないかと誤認され、公務員としての資質に疑いを持たれる可能性が否定できず、当該職員の権利利益を不当に害するおそれがあるといわざるを得ない。本件増収賄事件に関して米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために、当該職員にこのような不利益を甘受すべきであるとまではいえない。

よって、所属名、職名及び氏名は、条例第7条第1号ただし書エに該当しないから、請求人の主張は採用できない。

(オ) 以上のことから、所属名、職名及び氏名を条例第7条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(カ) ただし、8月聴取結果のうち、「事情聴取結果報告」の「別表」の表中、「現所属」欄の15段目、16段目及び17段目の記載部分については、職員の現所属名ではない。この部分についてのみ公開したとしても、特定の個人を識別することができるとは考えられず、また、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、前述の記載部分については条例第7条第1号に該当する非公

開情報とは認められないため、公開すべきである。

イ 金品を受け取った時期及び回数の条例第7条第1号該当性について

- (ア) 金品を受け取った時期及び回数は、上記アと同様に、公務員の職務遂行に係る情報には該当しないため、この点において請求人の主張は採用できない。
- (イ) 一方、実施機関は、金品を受け取った時期及び回数について、他の情報と照合することにより特定の個人が識別される可能性があるため、条例第7条第1号に該当すると主張する。

しかし、当審査会は、すでに上記アで所属名、職名及び氏名を非公開とすべきであると判断した。これを踏まえると、金品を受け取った時期及び回数を公開したとしても、この情報のみでは当該職員個人を特定できるとは認められない。また、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるとも認められない。

したがって、条例第7条第1号に該当するという実施機関の主張は採用できない。

- (ウ) 以上のことから、金品を受け取った時期及び回数は、条例第7条第1号に該当する非公開情報とは認められないため、公開すべきである。

ウ 当該根拠資料及び当該根拠資料の名称の条例第7条第1号該当性及び同条例第7号カ該当性について

- (ア) すでに述べたとおり、当該根拠資料は、平成28年8月の職員に対する事情聴取の対象者（以下「事情聴取対象者」という。）を特定する根拠となった資料であるから、当該根拠資料には、事情聴取対象者個人を特定することのできる情報が記載されていることは明らかである。

請求人は、当該根拠資料は、事業者から金品の送りつけを受けた先が明確になる資料であり、本件増収賄事件に関して、米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために有用な情報であるから、公開することに公益性があると主張する。さらに、請求人は、その送り先には米子市の職員及び議員が含まれていると考えられるから、これを公開したとしても、当該米子市の職員及び議員が、金品の送りつけに対してどのように対処したのか等を弁明する機会が与えられれば、彼らの権利利益が不当に害されることはない、むしろ、これを公開しなければ、彼らが正当な弁明をする機会が失われることとなると主張する。

そこで、当該根拠資料が、条例第7条第1号ただし書エに該当するか否かを検討した。

当該根拠資料を公にした場合、事情聴取対象者が事業者から金品の送りつけを受けたという趣旨の情報が当該根拠資料に記載されているということが、事情聴取対象者が特定される情報とともに明らかになることとなる。そうなれば、事情聴取対象者が、この金品の送りつけに対し現物を返却するなど倫理規程に照らして問題がない対応をした旨の弁明を行い、又は、金品の送りつけ自体を否定する機会を与えられたとしても、市民や周囲の職員から、公務員として不

適切な行為を行ったのではないかと誤認され、公務員としての資質に疑いを持たれる可能性が否定できず、事情聴取対象者の権利利益を不当に害するおそれがあるといわざるを得ない。本件増収賄事件に関して米子市政に関する市民の不信感を払しょくするために、事情聴取対象者にこのような不利益を甘受すべきであるとまではいえない。このことは、仮に、当該根拠資料に事情聴取対象者以外の個人を特定することのできる情報が記載されていた場合には、当該個人についても同様にいえることである。

よって、当該根拠資料は、条例第7条第1号ただし書エに該当しないから、請求人の主張は採用できない。

- (イ) 一方、実施機関は、当該根拠資料に記載された内容及び当該根拠資料の名称から、その入手方法及び入手先が明らかになることにより、それに係る特定の個人が識別されることになるから、条例第7条第1号に該当すると主張する。ここで実施機関がいう「特定の個人」とは、あくまで当該根拠資料の入手方法及び入手先から個人の情報が明らかになる者であって、事情聴取対象者ではないことに注意を要する。

当審査会は、実施機関から当該根拠資料の提示を受けて見分し、当該根拠資料及び当該資料の名称を公開した場合、実施機関が当該根拠資料を入手するに至った経緯及び入手先が容易に推察され、それにより実施機関が主張するところの特定の個人に関する情報が明らかになることと判断した。

- (ウ) 以上のことから、当該根拠資料及び当該根拠資料の名称を条例第7条第1号に該当するとして非公開とした実施機関の処分は妥当であるから、これらの同条第7号カ該当性については判断しない。
- (エ) なお、請求人が審査請求書等で述べた当該根拠資料が公平委員会への提出書類であるか否かは、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

よって、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表

(処理経過)

年 月 日	内 容
平成 29 年 2 月 16 日	・ 実施機関から審査会に対して諮問
平成 29 年 2 月 24 日 (本件に係る審査会第 1 回目)	・ 事務局職員による審議内容に係る説明 ・ 審議
平成 29 年 2 月 27 日	・ 審査請求人に対して「関係資料」の提出を依頼 (1 回目)
平成 29 年 3 月 2 日	・ 実施機関に対して「関係資料」及び「意見書」の提出 を依頼 ・ 審査請求人から提出された「関係資料」を受付 (1 回目)
平成 29 年 3 月 15 日	・ 実施機関から提出された「関係資料」及び「意見書」 を受付
平成 29 年 3 月 17 日 (本件に係る審査会第 2 回目)	・ 「本件処分の対象となった公文書」に係るインカメラ 審査を実施 ・ 審議
平成 29 年 3 月 31 日	・ 実施機関へ意見聴取の日時を通知
平成 29 年 4 月 17 日 (本件審議に係る審査会第 3 回)	・ 実施機関からの意見聴取を実施 ・ 審議
平成 29 年 4 月 20 日	・ 審査請求人へ意見聴取の日時を通知 ・ 審査請求人へ口頭意見陳述の意向確認を通知 ・ 審査請求人へ「関係書類」の提出を依頼 (2 回目)
平成 29 年 4 月 27 日	・ 審査請求人から口頭意見陳述の「意向申請書」を受付 ・ 審査請求人から提出された「関係書類」を受付 (2 回目)
平成 29 年 5 月 22 日 (本件に係る審査会第 4 回)	・ 審査請求人による口頭意見陳述及び審査請求人からの 意見聴取を実施 ・ 審議

平成 29 年 6 月 9 日	・ 審査請求人へ「関係書類」の一部を返還
平成 29 年 6 月 26 日 (本件に係る審査会第 5 回)	・ 答申の検討
平成 29 年 7 月 10 日 (本件に係る審査会第 6 回)	・ 答申の検討
平成 29 年 7 月 20 日	・ 答申の決定